

古賀市新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の生活支援について

【目的】

新型コロナウイルス感染症自宅療養者又は自宅待機を指示された濃厚接触者（以下、自宅療養者等という）の内、親族や知人などから支援を受けられない人に対して、生活の継続に必要な支援を行います。

【事業概要】

新型コロナウイルス感染症自宅療養者等の内、支援を求める方の買い物（商品代は自己負担）、ゴミ出し（可燃物）について古賀市社会福祉協議会職員が代行し、代行に係るサービス費用を市が負担します。

事業の利用を検討される方は 古賀市役所福祉課 TEL 092-942-1156 にご相談ください。

